

社団法人 日本地すべり学会 代議員選挙 細則

(総則)

第1条 日本地すべり学会定款第11条及び「社団法人日本地すべり学会代議員選挙規程」(以下、「代議員選挙規定」という)に示された代議員選挙の実施については、この細則の定めるところとする。

(代議員候補者の推薦)

第2条 支部長は代議員候補者の推薦をするにあたっては、広く支部所属の正会員に推薦希望の有無を募らなければならない。

2 推薦希望者は、支部が定める締切日までに支部長宛にメールで応募する。応募の様式は別記様式1のとおりとする。

3 支部長は、推薦希望者の中から支部推薦候補者を選定しなければならない。

4 ただし、推薦希望者が候補者の定数に満たない場合は、不足数の候補者を支部長が選定することができる。

5 支部長は、推薦希望の応募者に対して、選定結果を通知しなければならない。通知の内容は別記様式2のとおりとする。

6 選定されなかった推薦希望者のうち再度推薦を希望する者は、支部長の定める締切日までに、支部正会員のうち20名の推薦人名簿を添えて支部長宛にメールで応募する。ただし、支部正会員は複数の推薦希望者に対して推薦人となることはできない。推薦人応募の様式は別記様式1のとおりとする。

7 支部長は第5項で選定した候補者に、前項の応募者を加えて、推薦候補者として選挙管理委員会に報告しなければならない。報告の様式は別記様式3のとおりとする。

8 支部長は、代議員選挙の公告期間中にわたり、支部推薦候補者の募集について、本学会本部および支部のホームページに掲載しなければならない。また、メーリングリストを用いて支部推薦候補者の募集について、公告期間中1回以上情報を配信しなければならない。

(投票)

第3条 代議員選挙規定第4条第1項に示された代議員候補者名簿(投票用紙)は、別記様式3のとおりとする。

2 代議員候補者の代議員候補者名簿への記載は候補者の氏名のあいうえお順とし、支部ごとに分けて、本会事務局が作成する。

3 投票用紙は、本会事務局から返信用封筒を同封した上で郵送する。

4 投票は無記名とするが、所属する支部名を明記した上、当該支部の、賛成する候補の賛否欄には無記入のまま、賛成しない候補の賛否欄にのみ×を記入する。支部名が不

明な場合及び×印以外の書き込みのある場合には、全体を無効票とする。

5 投票用紙には投票の期限（消印の有効日）を明記し、その期限以降に届いたものは無効とする。

（開票）

第4条 代議員選挙規定第5条に示された開票結果は、支部ごとに分けて集計する。集計の様式は別記様式4のとおりとする。

（付則）

この細則は、平成23年6月29日から施行する。